平成２３年（フ）第１０９８号
神奈川県大和市上草柳１丁目７番36号　フジハイツ301号
債務者　小瀬　　章
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　貴久
4　破産債権の届出期間　平成23年６月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月20日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１２号
静岡県牧之原市勝俣1643番地１
債務者　木村　　正
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　祖父江史和
4　破産債権の届出期間　平成23年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月19日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０６号
長崎県佐世保市黒髪町20番18号、住民票上の住所長崎県佐世保市黒髪町50番17号
債務者　田村智津子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　　優
4　破産債権の届出期間　平成23年６月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月29日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１５９号
群馬県佐波郡玉村町大字下之宮162番地11
債務者　佐藤喜代久
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関　夕三郎
4　破産債権の届出期間　平成23年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１８８号
熊本市白藤４丁目１番20号
債務者　松田　幸代
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　建部　　明
4　破産債権の届出期間　平成23年６月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年８月９日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１１６６号
横浜市旭区白根５丁目15番12号
債務者　鄭　　邦鉉
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝俣　　豪
4　破産債権の届出期間　平成23年６月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月６日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２５号
群馬県藤岡市保美1552番地
債務者　小山　満一
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星野　啓次
4　破産債権の届出期間　平成23年６月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月27日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１３８号
宮崎市大塚台西３丁目１番地１　市営住宅118棟18号
債務者　鎌田富士子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成見　幸子
4　破産債権の届出期間　平成23年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月８日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４７８号
神戸市兵庫区駅前通４丁目３番２―408号
債務者　宮内　孝美
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　康友
4　破産債権の届出期間　平成23年６月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月28日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３号
福岡県三井郡大刀洗町大字本郷1060番地　パシフィックコースト大刀洗Ｂ―202
債務者　島本　　誠
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋口　明男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月25日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１８２号
函館市高松町533番地39
債務者　泉　　恵
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第５３号
岐阜県安八郡神戸町大字神戸1370番地の８
債務者　竹本　義明
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第５４号
岐阜県安八郡神戸町大字神戸1370番地の８
債務者　竹本　和美
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第７３号
岐阜県大垣市大外羽１丁目63番地１
債務者　片野　政弘
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第３７号
群馬県太田市東矢島町140番地
債務者　岡　　憲明
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
前橋地方裁判所太田支部